

# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年12月24日

世田谷区

## 1 事業概要

### (1) 件名

世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル業務委託

### (2) 事業内容

本件は、夜間や休日における障害者への虐待に関する通報・届出を受ける専門員を配置した専門電話窓口設置及びFAXでの受付を行う業務を委託するものである。

専用電話窓口等の設置

障害者への虐待に関する通報・届出を受ける専門員を配置した電話窓口の設置及びFAXによる受付を行う。

受付時間は、月～金曜の午後5時から翌朝午前8時30分まで、土・日曜、休日は午前8時30分から翌朝午前8時30分まで（12月29日～1月3日含む）とする。

通報・届出電話への対応

通報者等から障害者への虐待に関する通報・届出があった場合は、内容を聴取し、適切な対応をすること。（FAXによる受付の場合も、電話への対応に準じて行う。）

執務室

他の執務場所と分離した専用の電話及びFAX受付業務を行うスペースを設けること。

再委託

本業務は、第三者に委託することはできない。

### (3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

ただし、契約については、平成27年度予算配当を条件とする。

平成28年度及び29年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定である。

## 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成26年度を含む過去5カ年度の間に、自治体における障害者、高齢者、子どもを対象とした虐待通報等受付業務または電話相談業務の受託の実績を有すること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人の経営方針や認証制度の取得状況
- (2) 事業趣旨を踏まえた取組方針
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制(専門員の配置体制や研修、バックアップ体制等)
- (4) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (5) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (6) 類似事業の受注実績
- (7) 事業開始までの計画性
- (8) 見積金額の妥当性

事務局による事業所への実地調査、ヒアリングの結果も踏まえ評価する。

#### 5 手続等

- (1) 担当部課

障害福祉担当部障害施策推進課事業担当

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成26年12月24日(水)から平成27年1月14日(水)午後5時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧

方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる

- (3) 参加表明書の受領期限、場所及び方法

期限：平成27年1月14日(水)午後5時まで必着

場所：(1)担当部課に同じ

方法：持参に限る

- (4) 提案書の受領期限、場所及び方法

期限：平成27年2月13日(金)午後5時まで必着

場所：(1)担当部課に同じ

方法：持参に限る

#### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 契約保証金 不要

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無  
有(同一事業 平成28年度及び29年度)

(但し、 予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)の担当部課に同じ

- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (7) 事業者からの提出物は返却しない。

- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償でしようできるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

- (10) 詳細は説明書による。